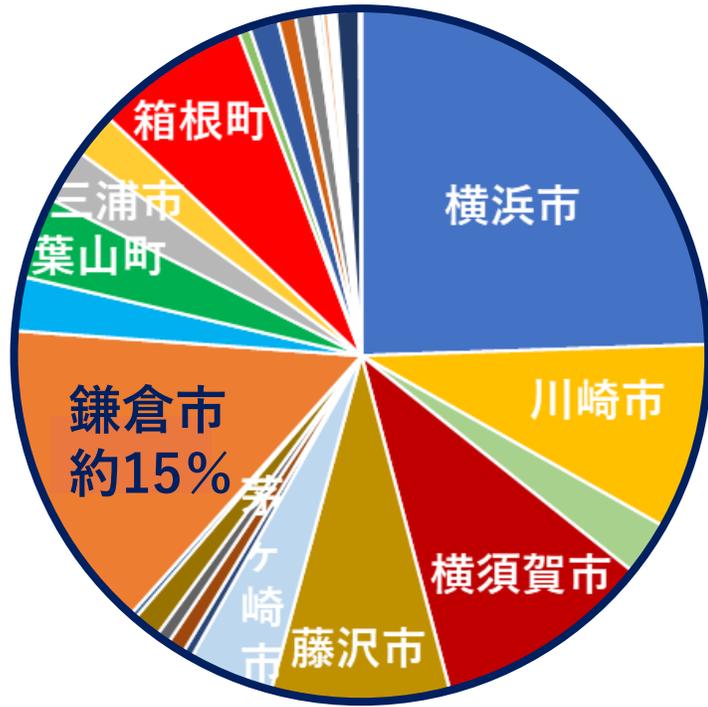


鎌倉市内の住宅宿泊事業の現状と 法令上の責務等について

神奈川県鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課

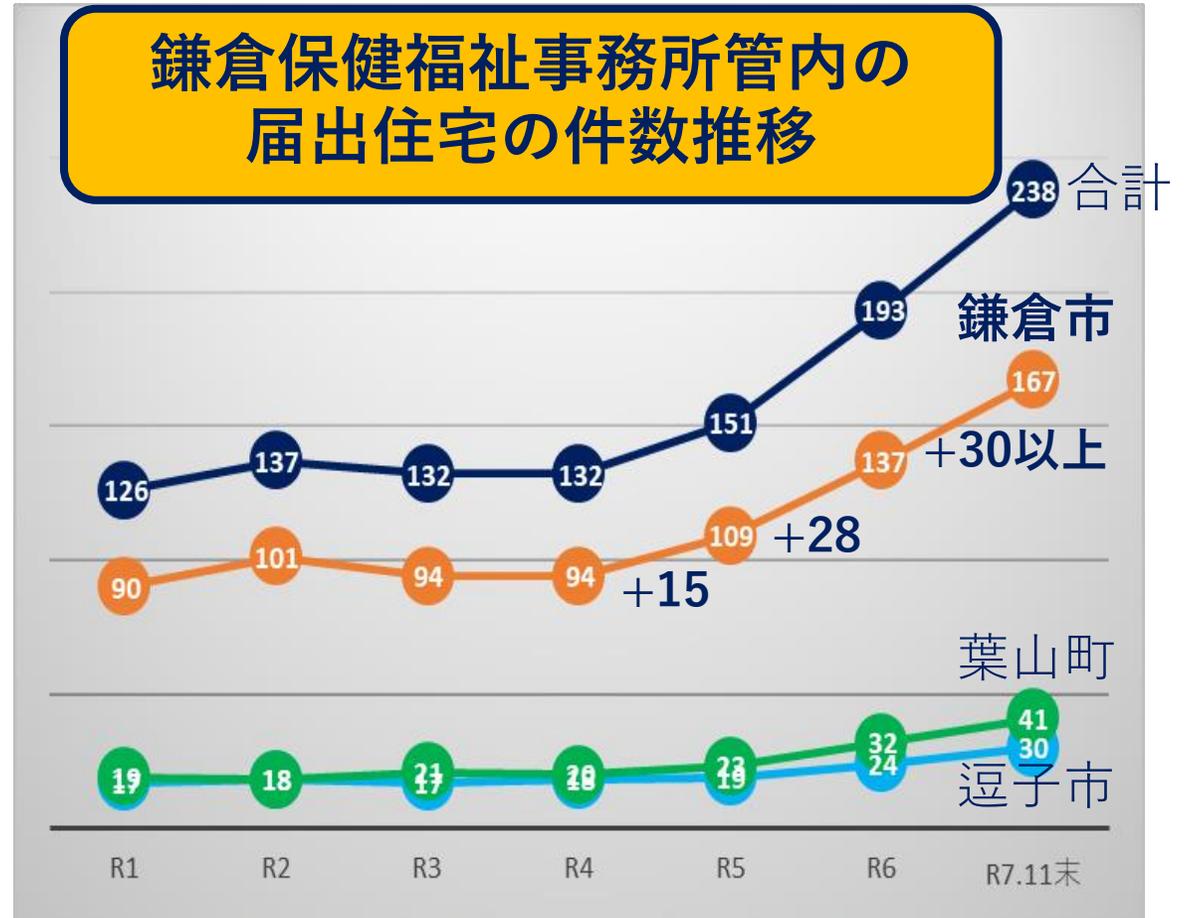
鎌倉市内の届出状況 ※令和8年2月末現在 171施設

神奈川県内の届出住宅の所在



※令和7年11月末時点の発表情報による割合 (概算)

鎌倉保健福祉事務所管内の届出住宅の件数推移



※R7以外年度末

鎌倉市内の届出状況 ※令和8年2月末現在 171施設

鎌倉地域（特に海沿い観光地）の
住居専用地域を中心に所在

鎌倉地域 100施設

腰越地域 29施設

深沢地域 18施設

玉縄地域 3施設

大船地域 21施設

※地図略

事業者・管理業者の遵守事項

管理業務

- 1 宿泊者の衛生の確保
- 2 宿泊者の安全の確保
- 3 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保
- 4 宿泊者名簿の備付け等
- 5 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明
- 6 苦情等への対応

- 標識の掲示
- 都道府県知事への**定期報告**
- 各種届出

1 宿泊者の衛生の確保

- 居室面積は宿泊者一人当たり3.3㎡以上を確保する。
- 定期的な清掃及び換気を行う。

- ・ 設備や備品を清潔に
- ・ 除湿を心掛けダニやカビの発生を予防
- ・ 寝具のシーツやカバー等、人に直接接触れるものは宿泊客が入れ替わるごとに選択したものに置き換え

トコジラミなど

- ・ 循環式浴槽（追い炊き機能付き風呂・24時間風呂）や加湿器がある場合、宿泊客が入れ替わるごとに水は抜き、ぬめりが出ないように洗浄

レジオネラ症

2 宿泊者の安全の確保

- 必要な非常用照明器具等を設ける。（民泊の安全措置の手引き）
- 避難経路を表示する。
- 災害時の避難場所の情報提供を行う。

安全の措置に関するチェックリスト

届出条件等の	建て方について	規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2
	A) 一戸建ての住宅、長屋	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下	<input type="checkbox"/>			
	2) 上記以外			<input type="checkbox"/>		
B) 共同住宅、寄宿舍	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下				<input type="checkbox"/>	
	2) 上記以外					<input type="checkbox"/>
上記の条件による分類に応じて、下記の安全措置(①～⑦)をチェック						
告示第一(非常用照明器具)						
①	非常用照明器具が設置されている			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
告示第二第一号(防火の区画等)						
②	複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	複数グループが複数の宿泊室に宿泊する場合、防火の区画又は警報設備等が設置されている			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
告示第二第二号イ						
③	2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が100㎡以下		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	上記以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
告示第二第二号ロ						
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

3 外国人観光旅客である 宿泊者の快適性及び利便性の確保

□ **外国語を用いて**下記のことを行う。

- ・ 届出住宅の**設備の使用**方法に関する案内をする
- ・ **交通手段**に関する情報提供をする
- ・ 火災、地震等の災害が発生時の**緊急通報連絡先**を案内する

致今日住宿的客人

请务必遵守

本设施周围地区是住宅

请不要给周边地区的人

(1) 设施的使用方法

- ・ 请不要大声说话、无论室内还是
- ・ 请务必在深夜关好窗户
- ・ 请不要在阳台等户外举行烧烤等
- ・ 请不要演奏乐器、大声播放音乐
- ・ 请不要使用烟花爆竹

Dear Guests

This is a residential area. Please keep in mind the following. Your cooperation for maintaining quiet living environment for residents is appreciated.

Not to cause a nuisance to your neighbors

1. When you are in the facility

- ・ Do not talk in a loud voice both in and out of the room.
- ・ Close the windows in the midnight.



How to use the facilities

1. Check-in/out

〇〇/〇〇

④ 宿泊者名簿の備付け等

- 宿泊行為の開始までに**本人確認**を行う（対面 or ICT機器）
- **宿泊者全員**の氏名、住所、職業及び宿泊日、
国内に住所の無い外国人の場合は国籍と旅券番号を記載する。
 - ・ 連絡先を記載することが望ましい
 - ・ 7日以上の滞在者には定期的に本人確認を行うことが望ましい
 - ・ 名簿は**3年間保存**する
 - ・ 警察や都道府県知事等から要求があった場合は提出する

5 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明

- 宿泊者に対し書面やタブレット端末の表示等により説明する。
 - ・ **騒音防止**のために配慮すべきこと
 - ・ **ごみの処理**に関し配慮すべきこと
 - ・ **火災防止**のために配慮すべきこと
 - ・ **その他必要な事項**

本日お泊りのお客様へ

はじめに
施設周辺は住宅地です。利用にあたっては、以下のことに十分ご注意ください、周辺住民の静かな住環境の

周辺地域に迷惑をかけないようにしましょう

(1) 施設での過ごし方について

- ・ 室内室外を問わず、大声での会話はお控えください。
- ・ 深夜には窓をお閉めください。
- ・ バルコニー等屋外でのバーベキュー等の宴会はご遠慮ください。
- ・ 楽器演奏、大きな音で音楽を流す、歌を歌うことはご遠慮ください。
- ・ 花火の使用はご遠慮ください。

(2) ゴミの扱いについて

- ・ 住宅内に備え付けてあるゴミ箱に捨ててください。
- ・ 住宅外のゴミ捨て場や住宅周辺にはゴミを捨てないでください。*

[* 民泊のゴミは産業廃棄物です。一般ごみと一緒に処理できません。]

(3) 火の取扱いについて

- ・ コンロを使用する際には、火から目を離さないでください。
- ・ 住宅内及び敷地内は火気厳禁です。

(4) お車でお越しの方について

決められた駐車場に必ずお停め頂き、それ以外の場所には絶対に駐車しないでください。

施設の利用

(1) チェックイン/チェックアウト
〇〇時/〇〇時

(2) トイレの使用について
トイレには、トイレットペーパー

(3) 浴室
水、お湯は出しっぱなしにしない

(4) 喫煙
・ 室内は禁煙です。/室内は、喫煙は所定の場所でのみ行い、吸い殻入れに入れてください。

(5) その他
・ 使用方法が分からない場合、こちらにご連絡ください。
電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-
・ 外出時、退去時には必ずドア

交通手段について

最寄りの〇〇駅までは徒歩〇〇分です。*

※ 駅までの経路は、別紙地図をご参照ください。

6 苦情等への対応

- 周辺住民からの苦情や問い合わせについては適切かつ迅速に対応する。→記録し3年保管
(常時、すみやかに、緊急時には30分以内に急行)



管内で起きた苦情事例と対策例

- ・ 夜間騒音 → 人が集まる部屋にハウスルール（大声禁止等）を貼る
部屋の壁や窓の遮音性を高める
- ・ 誤って近隣住宅に侵入 → 門に分かりやすい目印（看板）を付ける

・ 標識の掲示

- 門や扉など、
**公衆から認識しやすい位置に
適切な標識を掲示する。**
(第4号又は第5号又は第6号様式)

※看板のことではありません。
事業者が自ら作って掲示します。
県HPから様式をダウンロードできます。

住宅宿泊事業（民泊）
Private Lodging Business



【 届 出 済 】
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊管理業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊管理業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

神 奈 川 県 知 事

第6号様式（不在型、管理業者委託）

・ 都道府県知事への定期報告

□ 届出住宅ごとに偶数月の15日までに、それぞれの月の前2月における次の事項を報告する。

- ・ 宿泊日数
- ・ 宿泊者数
- ・ 延べ宿泊者数
- ・ 宿泊者の国籍

※なお、宿泊日数が0日であっても報告する必要がある

※原則、民泊制度管理システムによる入力（紙提出も可）

・ 各種届出

- 変更届は事由が生じてから30日以内に届け出なければならない。
(ただし、委託する管理業者の変更は事前に届出が必要。)

- ・ よくある変更事由

- 届出者の住所変更（法人の所在地を含む。）

- 管理業態の変更（不在とならない→不在型）

- 委託管理業者の変更 等

※事業者が変更となる場合は、変更届ではなく、
現在の届出を廃業して新たに届出をする必要があります。

関係規定等

- 住宅宿泊事業法施行要領（国のガイドライン）R6.12.24改正
- 住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針（県の指針）
- **鎌倉市における住宅宿泊事業に関するガイドライン**
（鎌倉市の民泊ガイドライン）R7.12.1策定 NEW

住宅宿泊事業法施行要領

(国のガイドライン) R6.12.24改正

- 仲介業者のシステム上、営業日数180日を超えた届出住宅は都道府県知事等から事業者へ確認をする。等

※一部を抜粋

関係規定等

- 住宅宿泊事業法施行要領（**国のガイドライン**）R6.12.24改正
- 住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針（県の指針）
- 鎌倉市における住宅宿泊事業に関するガイドライン
（鎌倉市の民泊ガイドライン）R7.12.1策定 **NEW**

詳細はこちら

○神奈川県鎌倉保健福祉事務所HP 住宅宿泊事業について

The screenshot shows the website for the Kanagawa Prefectural Government, specifically the page for residential accommodation services. The header includes the Kanagawa logo and navigation icons for disaster information, search, and document management. The main content area is titled "住宅宿泊事業について" (About Residential Accommodation Services) and provides information about the services available in Kamakura, Yokosuka, and Asahi. It includes a list of frequently viewed pages and a QR code for quick access.

神奈川県 Kanagawa Prefectural Government

防災・緊急情報 選んで探す 分類から探す 組織で探す マイトピック

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 地域福祉・助け合い > 神奈川県鎌倉保健福祉事務所 > 住宅宿泊事業について

印刷用ページを表示 初期公開日：2023年5月23日 更新日：2025年12月3日

住宅宿泊事業について

鎌倉市、逗子市、葉山町での住宅宿泊事業に関するページです。

住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行され、届出を行うことで、年間180日を超えない範囲で住宅に人を宿泊させる事業（住宅宿泊事業・民泊）を行うことができるようになりました。鎌倉市、逗子市、葉山町で住宅宿泊事業を行う場合は、鎌倉保健福祉事務所へご相談ください。それ以外の地域については、営業所在地を管轄する保健福祉事務所（センター）又は保健所へご相談ください。

なお、届出をする場合は、当ページ及び民泊制度ポータルサイト（観光庁）の内容を事前に確認してください。また、民泊の制度等についての一般的なご質問・ご意見については、民泊制度コールセンターもご活用ください。

- 民泊制度ポータルサイト（外部サイト）（観光庁）（別ウィンドウで開きます）
- 民泊制度コールセンター（外部サイト）（観光庁）（別ウィンドウで開きます）

電話：0570-041-389 受付日時：平日9時00分～18時00分

※旅館業を検討される方は旅館業営業許可の申請についてをご覧ください。

県内（神奈川県所管域）の届出住宅一覧等

神奈川県所管域の届出受理施設一覧や、条例による制限地域の確認等については、生活衛生課ホームページをご覧ください。

// よくみられているページ

- ▶ 令和8年度公立高等学校入学選抜実施結果
- ▶ DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等への支援強化に向けた知事と有識者の対談
- ▶ パスポートセンター
- ▶ 私立学校学費支援制度のご紹介
- ▶ 令和8年度神奈川県行政補助員（会計年度任用職員）の募集

▶ 県の広報

神奈川県公式動画

かなチャンTV

